# 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

2025年12月1日現在

1	説明担当職員(神戸市指定介護予防支	援及び介詞	護予防ケアマネジメント業務従事者)
	氏 名		
	連絡先 078-631-9690		
	(午前9時00分~午後6時00分	日曜日	年末年始12/31~1/3は休み)

# 2 事業所の概要

<b>北</b> 古人#マ叶士短声#17.4	沙田中川ナノ レノナー ゆからいち
指定介護予防支援事業所名	池田宮川あんしんすこやかセンター
所 在 地	神戸市長田区宮丘町1丁目3-11
連 絡 先	TEL 078-631-9690
	FAX 078-631-9666
緊急時の連絡先	TEL 078-631-9690
管理者連絡先 管理者 植野 礼子	TEL 078-631-9690 FAX 078-631-9666
営 業 日	月曜日~土曜日 (日曜日・年末年始12/31~1/3は休み)
営 業 時 間	午前9時00分~午後6時00分まで
サービス提供実施地域	神戸市長田区林山町、長田町5~9丁目、宮川町、西山町、 池田宮町、池田惣町、宮丘町、高取山町1丁目、上池田、池田谷町、 池田広町、池田寺町、池田経町、池田塩町、池田上町 蓮宮通 大塚町5~9丁目

# 3 当事業所の法人概要

事 業 者 名	神戸福生会
所 在 地	神戸市兵庫区里山町1番48
連絡先(代表)	TEL 078-612-3335 FAX 078-612-3337
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者	理事長 大和田理紗
法人の行う他の業務	特別養護老人ホーム 短期入所者生活介護通所介護 訪問介護 通 所介護 居宅介護支援事業所 認知症対応型共同生活介護 定期巡 回·随時対応型訪問介護看護 特定施設入居者生活介護

# 4 当事業所の従業員

職種	人員数		
保健師または看護師	1 人以上		
主任介護支援専門員	1 人以上		
社 会 福 祉 士	1人以上		
地域支え合い推進員	1人以上		

# 5 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者の尊厳を守り、その意向を尊重しつつ、心身の状況、環境等に応じた介護予防支援計画を作成することによって、重症化の予防、心身状態の改善を図り、住みなれた地域で自立した生活が続けられるよう支援することを事業の目的とします。
運営方針	<ul> <li>①介護保険法令を遵守します。</li> <li>②利用者の意志及び人格を尊重します。</li> <li>③公正中立な介護予防支援の提供を行います。</li> <li>④利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画の作成を行います。</li> <li>⑤事業の実施に当たっては、医療機関、指定介護予防サービス事業者、その他インフォーマルサービス実施団体等と連携し、総合的なサービスの提供に努めます。</li> </ul>

# 6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条~第7条に定める利用者に提供するサービスの内容は次のとおりです。ただし、給付管理以外の業務については事業者からの委託により、居宅介護支援事業者が行うことがあります。

内容	提供方法	保険適用
介護予防サービス・支援 計画の作成 (契約書本文 第 4~6 条)	1利用者のお宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 4介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。	0
介護予防サービス事業 者、介護予防・生活支援 サービス事業者等との 連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)	介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。	0
サービス実施状況の把握・ 介護予防サービス・支 援計画等の評価 (契約書 本文第4条)	1利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行いサービスの実施状況の把握に努めます。 2利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し 出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援 計画の変更等を行います。	0

給付管理(契約書本文第 4条)	介護予防サービス・支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、 毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合 会に提出します。	0
相談・説明(契約書本文 第4条)	介護予防や介護保険制度に関することは、幅広くご相談に 応じます。	0
医療との連携・主治医へ の連絡(契約書本文第4 ~5条・別紙)	介護予防サービス・支援計画の作成時(又は変更時)やサービスの利用にあたり必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	0
財産管理・権利擁護等へ の対応(契約書本文第4 条・別紙)	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関連機関への連絡を行います。	
介護予防サービス・支援 計画の変更(契約書本文 第5条)	利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、サービスの変更を行います。	0
要介護認定等にかかる 申請の援助 (契約書本文 第6条)	利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力 を行います。利用者の要支援認定有効期間満了の30日前 には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。	0
サービス提供記録の閲 覧・交付 (契約書本文第 7条)	事業者は、介護予防サービス計画及びサービス提供の実施 記録について、利用者もしくはその代理人の請求があった 場合は、所定の手続きに従って、これを閲覧させ、複写物 を交付することができるものとします。 但し、次項に記載 するコピー代等の実費を請求する場合があります。)	0
担当職員(神戸市指定介護予防 支援業務従事者)の変更	担当職員(神戸市指定介護予防支援業務従事者)の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。ただし状況ならびに理由により希望に添えない事があります。	_
利用者の状況の把握	担当職員が、利用者の居宅に訪問や電話をする等、指定介護の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の 援の方法に関する基準に定められた頻度、または神戸市に定 況の把握等を行います。	ための効果的な支
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	

### 7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

介護予防支援(介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、 ー旦 1 ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。 (サービス提供証明書を介護保険証記載の保険者の窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合が ありますが、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となることがあります。)

介護予防支援費	4,791円(1ヶ月)	W.4. +n
介護予防ケアマネジメント費 (従来型)	4,791円(1ヶ月)	※1 初回加算   新規に介護予防サービス計画を作成   した場合、介護予防支援費・介護予防
介護予防ケアマネジメント費 (簡易型)	3,826円(1ケ月)	ケアマネジメント費に加算されます。 ※2 委託連携加算 指定介護予防支援を指定居宅介護支
初回加算 ※1	3, 252円 (1ヶ月)	援事業所に委託する初回に限り加算さ
委託連携加算 ※ 2	3, 252円(1ヶ月)	れます。

※今後、介護報酬の改定が行われた場合、改定後の介護報酬の額となります。

### (その他の費用)

内 容	金額	説明	支払方法
交 通 費	実費	サービス提供実施地域以外の地域に 訪問出張する場合には、道路交通料、駐 車料、タクシーを利用した場合の料金等 の実費が必要となります。 また、ガソリン代は1kmあたり15円で 算定します。	利用のあった 月ごとに集計し、 翌月15日まで に請求させて 頂きます。
本契約の解約料	1月分に相当す る介護予防支 援費及び介護 予防ケアマネ ジメント費	契約書本文第9条第1項但書の解約 の申出により直ちにこの契約を解約 する場合には、原則として解約料が必 要となります。	お支払いについては、
申請代行料	無料	要介護認定等の申請代行にかかる費 用については無料です。	その月の末日までにお願いします。
サービス提供実施 記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用 者に交付する場合にコピー料金等 の実費相当分の負担が必要となりま	

<sup>※</sup>本契約の解約料は、今後介護報酬の改定が行われた場合、改定後の介護報酬の額となります。

#### 8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護 予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

# 9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する14日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。ただし、<u>ただちに</u>解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

#### 10 事業所からの契約解除

以下の事項に該当する場合に、事業者は、利用者に対し、30日前までに利用者並びに身元引受 人に対し文章で通知することにより本契約を解除することができます。この場合、事業者は必要 に応じて当該地域の他の事業者に関する情報を提供します。

- ①重大な災害等で事業所の継続ができない等、やむを得ない事情がある場合
- ②利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等 の財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し がたい重大な事情を生じさせた場合。
- ③利用者の行動がサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。
- ④利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

また、以下の事項に該当する場合に、事業者は身元引受人、家族等に対し、その改善を求めることができます。事業者が改善を求めたにもかかわらず改善の見込みがなく、利用者に対し適切なサービスを提供することが困難になったときには、30日前に利用者並びに身元引受人に対し文章で通知することにより本契約を解除することができます。ただし、やむを得ない事由が認められるときは、直ちに解除することができます。

- ①身元引受人、家族等が、故意または重大な過失により事業者のサービス従事者に対し、暴言、 暴力等の行為、その他著しく常識を逸脱する行為、ならびに、事業者の運営を阻害する行為 を行った場合。
- ②身元引受人、家族等の行為によって、利用者や事業者のサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合。

#### 11 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了 後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者や家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくことになります。

### 12 身元引受人

契約締結にあたって、身元引受人をご選任ください。身元引受人には、これまで、もっとも身近 にいて利用者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任していただくことが望ましいと考えてお りますが、このことは必ずしもこれ等の方々に限る趣旨ではございません。 身元引受人が死亡した場合には、利用者は新たな身元引受人を立てるものとします。

#### 13 サービス提供中における事故発生時の対応

#### (1) 緊急時における確認事項

- ① 人命の尊重を第一に考え、すみやかに適切な措置を講ずるよう努めます。
- ② | 緊急時の対応については、利用者、家族などとの事前協議を前提に、万全を期すよう努めます。

### (2) 市町村、家族等への連絡方法

予め指定された緊急連絡先に電話等ですみやかに状況を報告します。また神戸市には当日中に事故の概略を報告の上、1週間以内に詳報を書面にて提出いたします。

### (3) 事業者の再発防止策等

- ① 事故の発生にあたっては、原因の究明を徹底的に行い、再発の防止に努めます。
- ② 会議、研修等あらゆる機会を通じ、全職員に対して事故の周知を図り、原因の除去に取り組むことで再発を防ぎます。

### 14 損害賠償について

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第12条に基づき、当法人は金 銭等により賠償をいたします。当法人は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

#### • 加入保険名

ひょうご福祉サービス総合補償制度

保険の内容

基本損害賠償補償	サービス利用者など他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物を損壊
	したことによる法律上の損害賠償や争訟費用等を補償します。
人格権侵害損害賠償補償	プライバシーの侵害や名誉毀損等により訴えられた場合も補償します。
計画作成に関わる経済的	介護予防支援業務を行っている場合に、作成したケアプランの作成ミス
損失補填	等で、利用者に経済的損失を負わせ、法律上の損害賠償責任を負った場
	合に補償します。

※但し、委託先業者が利用者に対して賠償すべき事が起こった場合は委託先業者の賠償保険にて対応いたします。

### 15 サービスの苦情相談窓口

当法人は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡下さい。

#### 〇当法人の苦情相談窓口

窓口名 苦情受付担当者 中林 宏江(管理者)

連絡先 078-974-8076 FAX 078-974-8176 (受付時間 9:00~17:00 FAXは24時間受信可)

○介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

神戸市福祉局監査 指導部	受付時間 8:45~12:00 13:00~17:30 (平日)	電話	078-322-6326
兵庫県国民健康保険 団体連合会	受付時間 8:45~17:15 (平日)	電話	078-332-5617
兵庫県福祉サービス運営 適正化委員会	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内 受付時間 10:00~16:00(平日)	電話	078-242-6868
神戸市消費生活ンター	受付時間 9:00~17:00 (平日)	電話	078-371-1221
養介護施設従事者等による 高齢者虐待通報専用電話	受付時間 8:45~12:00、13:00~17:30(平日)	電話	078-322-6774

- 16 虐待の防止について
- (1) 当法人は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
  - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底 を図っています。
  - ②虐待の防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
  - ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者 (職・氏名)運営管理者 植野 礼子

17 要介護認定等前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明

付属別紙のとおり

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

	(西僣)	年	月	H		
	指定介護予防支援	爰事業所	所有	在地	神戸市長田区宮丘町1丁目3-11	
			名	称	池田宮川あんしんすこやかセンター	
			説明	明者		
私は、	本書面(及び付属	葛別紙)によ	こり事業	業者か	ら重要事項の説明を受けました。	
		利用者	住	所		
			氏	名		卸
			電	話		
		身元引受力	、住	所		
			氏	名	(続柄	) 即
			電	話		
私は、	本人の契約意思を	を確認しまし	た。			
		立会人	住	所		
			氏	名	(続柄	) 印
			電	話		

#### (付属別紙)

要介護認定等前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明 書

利用者が要介護認定等申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

- 1 提供する介護予防支援サービスについて
  - ・利用者が要介護認定等までに、介護予防サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から14日以内に介護予防サービス計画を作成し、利用者にとって必要な介護予防サービス提供のための支援を行います。
  - ・介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
  - ・作成した介護予防サービス計画については、要介護認定等後に利用者等の意向を踏まえ、適切 な見直しを行います。

### 2 要介護認定等後の契約の継続について

- ・要介護認定等後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。 このとき、利用者から当法人に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は 終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙に定める内容については終了することとなります。
- 3 要介護認定等の結果、自立(非該当)となった場合
  - ・要介護認定等の結果、自立(非該当)となった場合には、4,747円の利用料をいただきます。 ※尚、今後介護報酬の改定が行われた場合、改定後の介護報酬の額となります。

#### 4 注意事項

要介護認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、要介護認定等前に提供された介護予防
  - サービスに関する利用料は、原則的に利用者が負担することとなります。
- (2) 緊急を要し、要介護認定等前にサービスを利用した場合で、要介護1以上の結果が出た場合には、本契約は自動的に終了し、サービス利用開始の時まで遡って、改めて担当の居宅介護支援事業所と居宅介護支援契約を締結していただきます。この場合、要介護認定等前に提供された介護サービスに関する利用料は、利用されたサービス事業所の契約内容に従って利用者が負担することとなります。
- (3) 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険

給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者が負担することとなります。